



2020年 オリンピック・  
パラリンピックを日本で!

平成 25 年 7 月 23 日  
財 務 局

## 平成 25 年度 東京都普通交付税の算定結果について

本日、平成 25 年度分の普通交付税額が決定され、総務大臣から通知されましたので、お知らせします。

### <算定結果の概要>

○ 東京都は、昭和 29 年度の交付税制度発足以来引き続き不交付団体となりました。

- 東京都の算定は、地方交付税法に基づき、道府県分と大都市分とを合算し、東京都と特別区とをあわせて1つの自治体とみなして行われます。

道府県分…東京都が行う道府県行政を算定するもの

大都市分…特別区の区域内で東京都及び特別区が行う市町村行政を算定するもの

- 道府県分については、4年連続の財源不足(2,076億円)となりました。
- 一方、大都市分の財源超過額は5,386億円となり、道府県分と大都市分とを合算した財源超過額は3,309億円となりました。

(単位:億円)

区 分	25年度	24年度	増減額
基準財政収入額 A	38,669	36,971	1,698
道府県分	17,688	17,005	683
大都市分	20,981	19,966	1,015
基準財政需要額 B	35,360 ( 35,360 )	34,440 ( 35,314 )	921 ( 47 )
道府県分	19,765	19,489	276
大都市分	15,595	14,951	645
財源超過額 A-B	3,309 ( 3,309 )	2,531 ( 1,657 )	778 ( 1,652 )
道府県分	△ 2,076	△ 2,483	407
大都市分	5,386	5,015	371

注1) ( ) 書きは、臨時財政対策債発行可能額振替前の計数である。

平成 25 年度は、道府県分、大都市分ともに臨時財政対策債発行可能額はない。

注2) 各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

○ 算定の結果生じた財源超過額は、交付税制度における配分技術上の数字であり、都財政の実態を表すものではありません。

- 交付税の算定上、昼間流入人口等が補正に十分反映されていないなど、東京都の膨大な財政需要の実態を捉えきれていないとは言えません。
- 近年、基準財政需要額の算定に用いる補正係数の見直しなどにより、財政力の弱い自治体に手厚い配分がなされています。
- 東京都と特別区(23区)とをあわせて1つの自治体とみなして算定されるため、自治体としての東京都の実態を表しているものではありません。

<問い合わせ先>

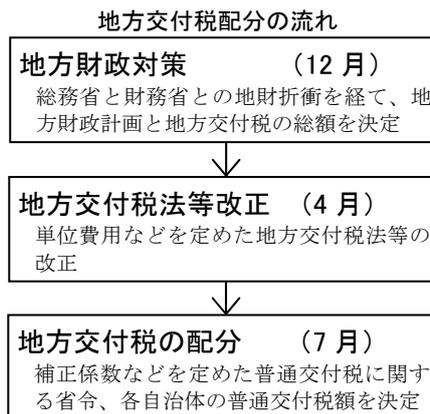
財務局主計部財政課 電話 03-5388-2669

## <参考>算定結果に対する東京都の考え方

- 地方交付税の算定は、限られた地方交付税の総額を全国の地方自治体に配分するための手続きです。
- 一部には、交付税算定上の財源超過額があることをもって、余剰な財源があると主張し、東京から財源を奪おうとする動きも見られます。
- しかし、この財源超過額は、あくまでも地方交付税制度における配分技術上の数字であり、都財政の実態を表すものではありません。

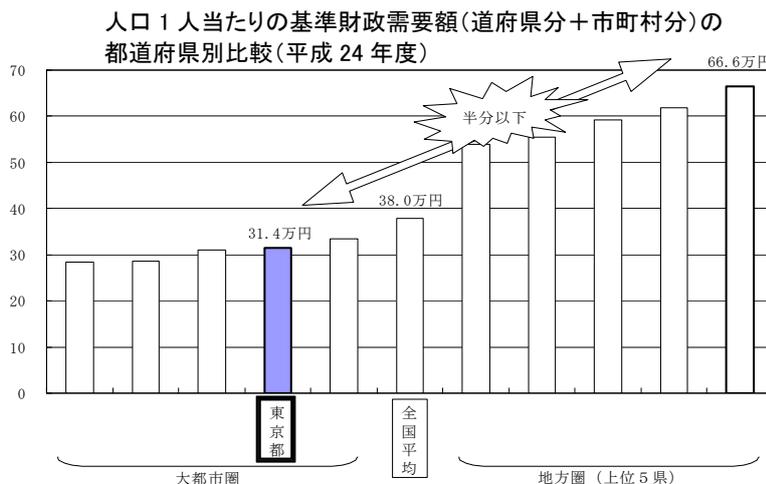
### 1 交付税算定の仕組み ～交付税算定は地方財政計画で決定された総額を配分するための手続き～

- 年末の地方財政対策を巡る総務省と財務省の折衝によって、地方財政計画が決定され、翌年度の地方交付税総額が決まります。
- その後、各自治体に配分する際に、総額と整合するように様々な係数の調整がなされた上で、各自治体の基準財政需要額、基準財政収入額が算定されます。
- すなわち、交付税算定は、地方財政計画で決定された総額を配分するための手続きであり、その結果算定される都の財源超過額は、配分技術上の数字に過ぎません。



### 2 需要額算定の実態 ～大都市圏の財政需要が適切に反映されていない～

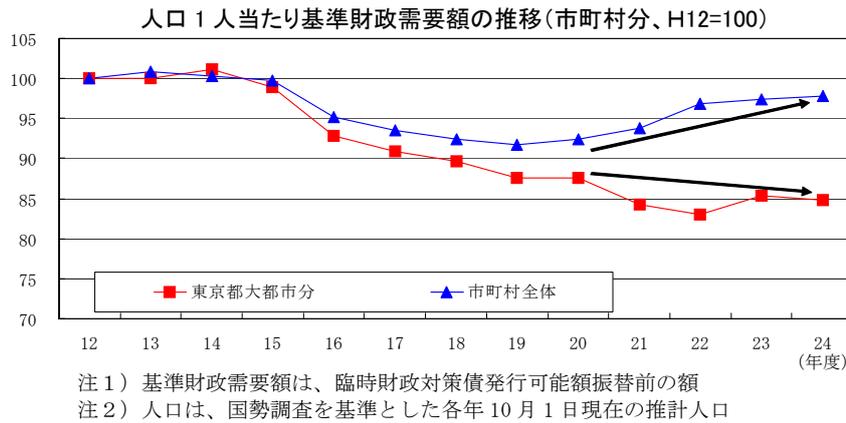
- 基準財政需要額の算定に当たっては、各自治体の人口規模、人口密度、都市化の程度といった自然的・社会的条件に応じた補正が行われています。
- 実際には、人口規模によるスケールメリットが加味される一方、地価の高さなどは十分に反映されていないために、大都市圏の人口1人当たりの基準財政需要額は、最も大きい県の半分以下となっています。



- これらに加え、都においては、算定に用いられる昼間流入人口の数値自体に割落としかけられるなど、大都市特有の膨大な財政需要の実態を捉えているとは言えません。

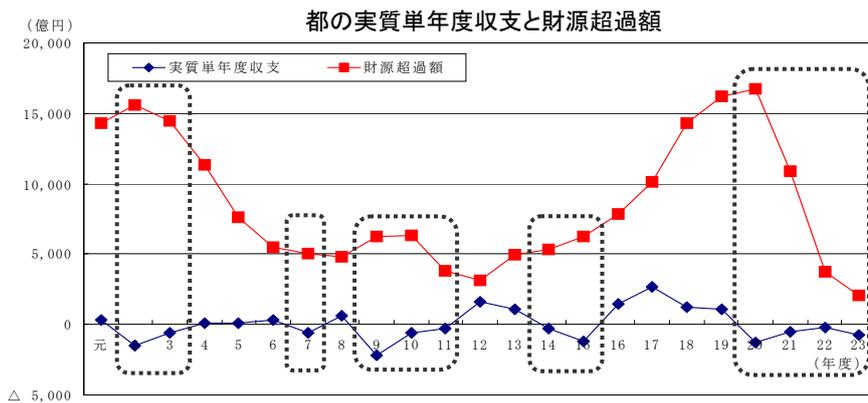
	割落とし前の数値 (特別区)	割落とし後の数値
昼間流入人口	317万人	72万人

- ▶ 特に、市町村分においては、近年、財政力の弱い自治体へ手厚く配分するための補正係数の見直しなどが行われる一方、大都市圏の財政需要を反映するための補正係数が引き下げられた結果、市町村全体と都の大都市分との算定動向には大きな差が生じています。

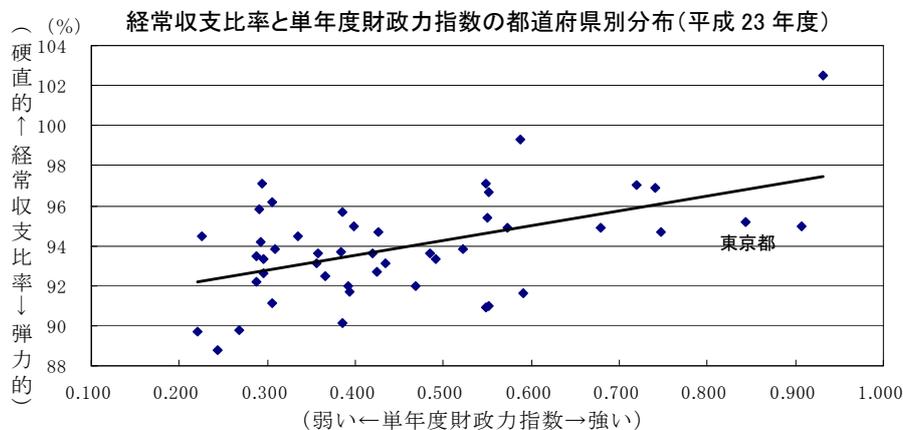


### 3 財政指標との比較 ～財源超過額は、必ずしも都財政の実態を表していない～

- ▶ 単年度収支から基金の積立や取崩などの実質的な黒字要素や赤字要素を控除した実質単年度収支と財源超過額の推移を比較すると、実質単年度収支が赤字で都財政が厳しい状況にある時でも、巨額の財源超過額が算定されています。



- ▶ また、一般的に財政力の強い自治体ほど、柔軟な財政運営が可能であると考えられますが、経常収支比率と単年度財政力指数とを比較してみると、交付税算定上で財政力が強いとされる自治体の財政の弾力性が必ずしも高いわけではありません。



経常収支比率………人件費や公債費などの経常的な支出に対する地方税などの経常的な収入の割合を示すものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表します。

単年度財政力指数…基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値であり、指数が高いほど、自主財源の割合が高く、財政力が強いといえます。なお、都の単年度財政力指数は、道府県分のみの数値となります。

- ▶ このように、交付税算定結果は財政の実態を表すものではなく、財源超過額をもって、都に余剰な財源があるとするのは適当ではありません。